

知らなかったでは済まされない妊産婦喫煙の問題点

2011年11月9日

とくも胃腸科皮ふ科 徳毛健治

1. 妊娠前の喫煙問題（女性ホルモン、卵子、精子への影響）

早期閉経、女性ホルモン低下、骨粗鬆症、高脂血症、動脈硬化、子宮外妊娠、月経困難、性交痛

2. 妊娠中の喫煙問題（胎児への影響）

早産、流産、前置胎盤、前期破水、周産期死亡、低体重児、各種奇形、学童時の身長・言語能力・数学能力の低下、犯罪率上昇、永続的な遺伝子損傷

3. 出産後の喫煙（子どもの受動喫煙、子どもの喫煙願望）

母乳ビタミン低下、子どもの喘息、肺炎、気管支炎、中耳炎、身長、子どもの喫煙率上昇

【問題点】

妊娠前の喫煙も妊娠に影響することを理解していない。

妊娠判明時には胎児は既に1ヶ月以上、喫煙環境に曝されている。

妊娠が分かっても、3分の1は禁煙できない。

出産後に喫煙開始する母親がいる。（子どもの受動喫煙を理解していない）

父親が妊婦や子どもの受動喫煙の害を理解していない。

医療スタッフに喫煙の害に関する認識が低い??→自信を持って母親に説明できない??

○いったん開始した喫煙はそう簡単に禁煙できない→小児期に喫煙の害を強力に啓蒙する必要がある。

○学校教員の喫煙の害の理解。子どもへの指導

○受動喫煙の害を理解し、それを防ぐ環境につて社会的認知を強くする必要→公共的空間の受動喫煙の防止

○妊娠可能女性に喫煙の害の啓蒙（産婦人科、内科、小児科+歯科に受診する女性への啓蒙）

○喫煙の害について喫煙夫の理解と協力

★母親は妊娠と判明すると3分の2は禁煙する→3分の2も禁煙するような出来事はない→妊娠は禁煙の強いモチベーションである。（普通の意志による喫煙率は6～7%）

★出産後に喫煙を開始する→モチベーションが維持できない?喫煙の害を十分に理解していない?→禁煙した妊婦には出産後の再喫煙を防ぐ啓蒙が必要?

喫煙が健康被害をもたらすことを毅然と示す必要がある→公共的空間（職場を含む）を禁煙にする行政の努力が必要である。（受動喫煙が健康被害をもたらすことの明白な意思表示）

福山市には公共施設で喫煙できる場所が多い。（市役所の喫煙室、ほとんどの公共施設の入り口付近での喫煙場所、公園施設での喫煙場所、ホテルでの喫煙）

喫煙の害を啓蒙できるのは医療スタッフだけである。あなたがしなければ、誰がする?

使命感をもって喫煙防止に取り組みたい。